

2026 年度被災者生活再建支援システム構築業務委託仕様書

第 1 章 総 則

1 業務名

2026 年度被災者生活再建支援システム構築業務委託
(以下「本業務」という。)

2 履行期間

契約締結日 から 2027 年 3 月 31 日まで

3 業務箇所

袋井市内

4 業務目的

本業務は、本市において災害が発生した際に災害対策基本法第 90 条の 2 において定められた罹災証明書の発行、及び、同法 90 条の 3 に定められた被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下、「被災者台帳」という。）作成機能を備えることにより、迅速かつ公平な被災者の生活再建支援業務体制の確立を目的とする。手法については、大規模災害発生に対応するため、建物の被害認定調査、罹災証明書の発行、被災者台帳の管理を一連の流れで取り扱うことができ、緊急時にも迅速に対応可能なシステムを構築することとする。

5 遵守法規・関係法令

本業務は仕様書のほか、以下に定める関係法令等を遵守して行うものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 袋井市地域防災計画

- (4) 個人情報の保護に関する法律
- (5) 袋井市情報セキュリティポリシー
- (6) 袋井市契約規則
- (7) その他関係法令及び規程等

6 疑義

本業務の履行にあたっては、本仕様書の内容を厳守するとともに、本業務委託を受注する事業者（以下受注者）は、業務遂行について細心の注意を払うこと。また、受注者は、適正かつ丁寧にシステム構築を実施し、疑義が生じた場合はただちに本業務委託を発注する発注者（以下発注者）と緊密な連絡を取り、その指示または承認を受けなければならない。

7 秘密の保持

受注者は、本業務を実施する上で知り得た内容について、業務完了後といえどもこれを第三者に漏らしてはならない。

8 作業計画及び承認

受注者は本業務の着手にあたり契約締結後 14 日以内に業務実施計画表、工程表、着手届、その他発注者が指定する書類を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。なお、これを変更する場合も同様とする。

9 業務主任担当者

受注者は業務履行について業務の内容の管理をつかさどり、本業務に関して主として指揮・監督を行うものとして、業務主任担当者を配置し、発注者に通知する。

業務主任担当者は受注者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有しており、かつ本業務の遂行に必要な知識と経験を有するものとする。また、業務主任担当者は、測量士及び GIS 1 級の資格を有し、NTT 東日本株式会社が提供する「被災者生活再建支援システム」の構築実績を有すること。

10 検査

検査は工程ごとに受注者の責任において実施するものとし、全工程完了後に発注者の完成検査を受け、本特記仕様書等に適合しない場合、または発注者が必要と認める校正がある場合は受注者の責任において速やかに修正を行わなければならない。なお、発注者が必要と認めた場合は随時中間検査を行うものとする。

11 完了

受注者は本業務完了と同時に業務委託完了報告書、成果品一覧とともに成果品を納入し、発注者の検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い再検査の合格をもって完了とする。

12 成果品の帰属

本業務の成果品については発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく、複製及び貸与、流用、廃棄してはならない。ただし、本業務において導入される支援システム等ソフトウェアの著作権は、第三者がパッケージなどとして従前から著作権を有している場合を除き、受注者に帰属するものとする。なお、掲載する地図データや作成するデータ等は、第三者がパッケージなどとして提供している部分を除き、発注者に帰属するものとする。

13 個人情報の保護

受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

14 情報セキュリティ要件

受注者は、別紙1「情報セキュリティ要件」を遵守し、業務を履行しなければならない。

15 その他要件

- (1) 本仕様書が示す内容は主要事項を記述したものであり、明記されていない事項であっても、業務遂行上、当然必要とみなされる事項については、受注者の負担で実施すること。
- (2) 本業務の契約に定めがない事情等が生じた時は、両者協議の上、仕様書の内容を変更することができるものとする。

第2章 業務内容

1 基本事項

- (1) 本業務は、未経験者でも調査可能な簡易な調査手法とわかりやすい調査員トレーニングプログラムを備え、標準化された業務フローやトレーニングプログラムにより建物被害認定調査員や証明書発行担当者の確保・育成等ができ、罹災証明書発行が円滑に行え、被災者台帳が整備できるNTT東日本株式会社が提供する「被災者生活再建支援システム（以下、「本システム」という。）」の構築を委託するものとする。
- (2) 本業務において、円滑かつ的確な業務遂行を図るため、システムの機能等を十分に活用できるようにするとともに、特に以下に挙げる点を、システム及び付随した機能や実績等についての必須要件とする。
 - ①災害時においてライセンス等に関する増減をフレキシブルに実現できること。また、庁舎等が被災した際にもシステム活用できるよう、LGWAN-ASPに登録されたクラウドサービスであること。
 - ②建物被害認定調査で使用する調査票が、最新の内閣府指針と災害時の実態や効率的運用を考慮し、調査員がフローチャートにより簡易に調査できること。
 - ③建物被害認定調査結果を効率的かつ短時間でデータ化する仕組みとして、モバイルによる調査ができる仕組みを有すること。
 - ④罹災証明書の発行において、被災者・家屋・被害のデータを地図上で名寄せする機能等、作業時間の短縮、誤りのない作業が実現できる仕組みを有すること。
 - ⑤被災者台帳を作成し、各種支援施策を一元的に管理することができること。また、台帳の作成においては、被災自治体でも実際に使われた

実績がある被災者支援業務テンプレートが利用できること。

- ⑥被災者台帳、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報が同一システム上で管理でき、被災者台帳の情報と避難行動要支援者の情報が連携できること。
- ⑦被災者台帳の情報及び避難行動要支援者の情報を避難所情報と連携できること。
- ⑧産官学連携での長年の実際の被災地での研究の成果として、標準化された業務フローを提案できること。また導入自治体において、システムを活用した業務標準化ガイドライン等の作成実績をもとにガイドライン作成の情報を提供できること。
- ⑨これまでの被災地での知見、法令等にあわせてシステムの性能改善ができること。
- ⑩建物被害認定調査に関わる研修を実施し、実災害の被災地での研修経験を持つ講師を派遣すること。
- ⑪システムを活用した防災訓練を受託した実績があること。
- ⑫被災者生活再建支援法が適用された災害においてシステム活用された実績があること。

(3) 本業務において、円滑かつ的確な業務遂行を図るため、構築するシステムの稼働時期、その他の事情により、サービス利用料等が変更となる場合は、発注者、受注者間で協議を行い、契約内容の変更ができることとする。

2 業務概要（業務範囲）

(1) 本システムの業務範囲は以下のとおりとする。

- ①Bizひかりクラウド被災者生活再建支援システムの初期設定、サービス提供
- ②建物被害認定調査モバイルシステムの初期設定、サービス提供
- ③損害割合カリキュレータの初期設定、サービス提供
- ④避難行動要支援者機能に係る、システム導入時のデータインプット作業
- ⑤画像格納用サーバ構築

建物被害認定調査画像や調査時の調査写真を格納し、本システムから参照可能となるよう、サーバの調達及び必要な設定を行うものとする。また、画像格納サーバ構築に伴い発生する、配線作業等については、別業務とし、受注者間で連携して、行うものとする。

- ⑥本システムに必要なハードウェア及びソフトウェア

画像格納用サーバ（画像格納用サーバとして使用）

モバイルシステム管理端末（建物被害認定調査モバイルシステム管理端末として使用）

⑦その他

本市職員に対し、システムを使用できるようシステム操作研修を行うこと。（５．研修」参照）また、風水害時に迅速に調査計画を策定するために、過去に浸水被害が発生した区域等を対象として、被害想定エリアを提供すること。

（２）システム規模

システム規模については下表に示す数量を提供できるものとする。

①Biz ひかりクラウド被災者生活再建支援システム

i．災害データベース数

項 目	数 量
災害データベース数	2

ii．システムを利用可能なユーザー数

項 目	数 量
罹災証明書発行可能及び避難行動要支援者管理可能ユーザー数	1
被災者台帳を活用した各種支援施策作成可能ユーザー数	5

②建物被害認定調査モバイルシステム

i．モバイル調査を利用可能なユーザー数

項 目	数 量
モバイル調査利用可能ユーザー数	1

③損害割合カリキュレータ

i．損害割合カリキュレータを利用可能なユーザー数

項 目	数 量
損害割合カリキュレータを利用可能なユーザー数	1

第3章 システム要件

1 システム要件

本システムは以下の構成での利用を基本とする。

被災者生活再建支援システム 構成図

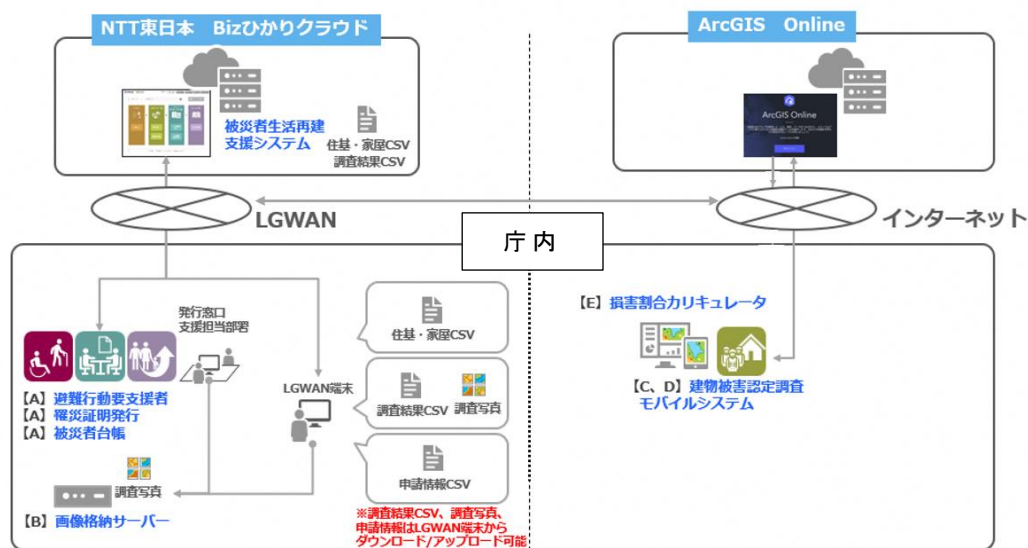


図1 システム構成

(1) システムの全体構成

本システムは次に示す要素により構成されるものとする。

①利用者インタフェース

本システムにおける各機能はWEBブラウザ形式で提供されるものとし、本市のWEBブラウザからLGWAN等を介し、データセンターに設置する本システムのサーバ群にアクセスする仕組みとする。

②被災者生活再建支援システムのサービスを提供するサーバ群

本システムのサービスを提供するサーバ群は、データセンターに設置する基盤上にWEBシステムとして提供されるサービスを一元的に管理できるものとする。建物被害認定調査モバイルシステムについてはインターネット上のクラウドサーバでデータ格納、管理されるものとする。

③利用者端末

本システムはLGWANに接続された業務端末から利用することとする。なお端末動作要件は以下「(2) システム動作要件」のとおりとする。

④ 調査画像の参照

画像格納用サーバは、庁内の LGWAN に接続された業務端末から参照できるように設置する。画像格納用サーバの動作要件は以下「（２）システム動作要件」のとおりとする。

（２）システム動作要件（ハードウェアおよびソフトウェア等）

システム動作要件は、次のとおりとする。また、調達する端末は推奨される仕様を満たすこと。詳細は、設計書のとおり。

① 被災者生活再建支援システム

i. 本システムが以下の環境で動作すること。（図1-【A】）

要 件 名	要 件 詳 細
仮想デスクトップ	Citrix Workspace
ブラウザ	Microsoft Edge

ii. 画像格納用サーバ（受注者にて調達：図 1-【B】）

要 件 名	要 件 詳 細
ハードウェア条件	HDD：4TB、LAN ポート
OS、ソフトウェア条件	Web サーバー機能 ※IIS 等 HTTP 通信が可能なこと WEB サーバとして動作可能なこと

② 建物被害認定調査モバイルシステム

i. 管理端末（受注者にて調達（１台）：図1-【C】）

要 件 名	要 件 詳 細
ハードウェア条件	メモリ：16GB 以上 32GB 以上推奨 CPU：最低条件：2 コア、同時マルチスレッド プロセッサ：Intel Core Ultra または Xeon プロセッサ（SSE2 以上） USB ポート：あり

OS 条件	・ Windows11 Pro、Windows11 Enterprise (64 ビット)
ソフトウェア 条件	Microsoft Excel : マイクロソフト社がサポー トしているバージョン Web ブラウザ : Chrome、Edge (Chromium) OpenGL : バージョン 2.1 以降

ii . タブレット端末 (受注者にて調達 (5 台) : 図 1- 【D】)

要 件 名	要 件 詳 細
ハードウェア 条件	メモリ : 2GB 以上 SD カード : 推奨 カメラ : あり GPS : あり インターネット接続 : あり
OS 条件	Windows 11 Pro and Windows 11 Enterprise minimum version 21H2 (64bit) Android : 7.0 Nougat 以降 (ARMv7 32 bit and ARMv8 64 bit) ※Android の場合、 iOS : 13 以降 (64 bit) iPadOS : 13 以降 (64 bit)
ソフトウェア 条件	Android 版 : Chrome Survey123 iOS : Safari 、 Survey123 Windows 版 : Chrome 、 Edge 、 Survey123
その他	アプリのインストールに制限がないこと 二次調査 (内観調査) 機能での利用は対象外とす る。利用については、③損害割合カリキュレータ i . タブレット端末の要件を満たす端末を受注者 にて調達する。

③ 損害割合カリキュレータ

i. タブレット端末（受注者にて調達（5台）：図1-【E】）

要件名	要件詳細
ハードウェア条件	メモリ：6GB 以上 SD カード：推奨 カメラ：あり GPS：あり インターネット接続：あり
OS 条件	Windows 11 Pro Android：13.0 以降 iPadOS：16.7.10 以降
ソフトウェア条件	Android 版：Chrome（125 以降）、Survey123 iOS：Safari（16.6 以降）、Survey123 Windows 版：Chrome（125 以降）、Edge（125 以降）、Survey123
その他	アプリのインストールに制限がないこと

（3）ネットワーク要件

本市から本システムへの接続方法は以下のとおりとする。

システム名	接続方法
被災者生活再建支援システム	L G W A N
建物被害認定調査モバイルシステム	インターネット ※認証プロキシを介さないインターネット接続
損害割合カリキュレータ	インターネット ※認証プロキシを介さないインターネット接続

(4) 機能構成

本システムは、主に以下の機能から構成される。

機能名	機能の概要
調査計画策定機能	GISを活用した、被害エリアの概況把握、調査エリアのゾーニング、被害戸数の算出、自動班割等の機能を有しており、一連の調査計画策定が実施可能な機能
モバイル調査機能	調査票による調査以外にも、タブレットやスマートフォンを活用した調査をすることができる機能を有しており、災害時にはモバイル端末により調査位置の事前登録、調査データ入力等の調査機能を活用できる機能
二次調査（内観調査）機能	二次調査の図面作成や損害割合（損傷程度と損傷率）の自動計算をタブレットを活用してでき、モバイル調査機能とも連携できる機能
罹災証明書発行機能	被害認定調査結果、住民・家屋情報を空間的に突合し罹災証明書を遅滞ない発行を可能とする機能
調査票、調査画像等の参照機能	庁内ネットワーク上に調査票画像や調査写真を格納、また管理でき、被災者生活再建支援システムから、参照することができる機能
被災者台帳作成機能	被災者台帳作成機能の仕様等は、内閣府が示す最新の「被災者台帳の作成等に関する実務指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とした被災者台帳の作成・利用を可能とする。
避難行動要支援者機能	避難行動要支援者の情報を地図上で管理し、個別避難計画等を作成する機能

(5) 運用要件

本システムの操作方法及び利用方法、各種テンプレートの提供など、本市からの問合せについては適切に対応すること。なお、問合せは基本的に平日 9:30～18:00 とする。

(6) システムバージョンアップ

本システムは受注者の判断により、被災地等の現場での利用や法令改正、性能改善によりバージョンアップ対応を行うこと。なお、事前に発注者にバージョンアップ内容を通知し、承認を得ること。

第4章 研 修

1 研修

(1) 導入研修

建物被害認定調査、り災証明発行、被災者支援の業務管理や台帳作成のシステム全体の概要に関する研修を1回（約4時間程度・20名まで）実施する。開催日程は実施予定2か月前を目途に実施日を決定する。なお、受講者によるシステム操作は行わない。

<発注者により用意・対応するもの>

- ・受講者に対する日程調整、開催周知および出欠確認
- ・研修会場（机・椅子・電源等の設備を含む）
- ・プロジェクタ・スクリーンなどの投影機材
- ・マイク・スピーカーなどの音響機材
- ・研修当日の出欠確認
- ・受注者が送付する資機材の荷受け

<受注者により用意・対応するもの>

- ・研修プログラム（事前に提示し、発注者の了承を得ること）
- ・受講者数分の研修テキスト
- ・説明を補足する資料などの資機材
- ・講師用端末

(2) システム操作研修（罹災証明発行、被災者台帳）

罹災証明発行、生活再建支援のそれぞれの業務にてシステム利用ができるよう研修を1回（約4時間程度・受講者操作用PC端末最大20端末分）実施する。

開催日程は実施予定2か月前を目途に実施日を決定する。受講者向け研修PC端末として、研修用に準備されたデータが利用できる端末を受注者が用意する。なお、研修用データは発注者が利用する地域ではない研修用の地図エリアに作成された疑似データとする。

資機材等の準備は以下のとおりとするが、詳細においては別途調整とする。

<発注者により用意・対応するもの>

- ・受講者に対する日程調整、開催周知および出欠確認
- ・研修会場（机・椅子・電源等の設備を含む）
- ・受講者数分の研修テキストの印刷・配布
- ・プロジェクタ・スクリーンなどの投影機材
- ・マイク・スピーカ・マイクスタンド（机上）などの音響機材
- ・研修当日の出欠確認
- ・受注者が送付する資機材の荷受け

<受注者により用意・対応するもの>

- ・研修プログラム（事前に提示し、発注者の了承を得ること）
- ・受講者向けの研修テキスト用データ（印刷準備を見越し1週間前を目途に提示）
- ・受講者操作用PC端末
- ・端末でのシステム動作が実現できるサーバ等の資機材（サーバは研修時に利用できる設定状態を指すものとする。）
- ・端末で必要となるインターネット接続環境（モバイルwi-fiなど）
- ・説明を補足する資料などの資機材
- ・講師用端末

※ 本仕様書 第4章内で定める研修内容については、発注段階の素案とする。詳細については、発注者と受注者が内容については、両者、協議・決定の上、変更できるものとする。

第5章 実施スケジュール

1 実施スケジュール

Biz ひかりクラウド被災者生活再建支援システムのサービス提供開始は2026年12月28日までを目処とし、構築スケジュールについては以下を想定する。なお、Biz ひかりクラウド被災者生活再建支援システムの利用期間は提供開始から2027年3月31日までとし、次年度の利用継続については再度調整する。

工 程	2026 年				
	契約 8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
・ 物品調達（画像格納用サーバ、モバイルシステム管理端末）	▲ 契約				
・ 画像格納用サーバ構築				→	
・ Biz ひかりクラウド被災者生活再建支援システム開通				▲ 開通	
・ 建物被害認定調査モバイルシステム初期設定及び管理端末構築				→	
・ 損害割合カリキュレータ初期設定				→	
・ システム運用開始					→

第6章 納品

1 納品物は以下のとおりとする。

納品物	内 容
・システム一式	Biz ひかりクラウド被災者生活再建支援システム 開通情報（ID、パスワード等）
	建物被害認定調査モバイルシステムユーザー情報
	損害割合カリキュレータユーザー情報
	その他支援システム稼働に必要な製品ライセンス 証書等
・業務報告書	1 式
・操作マニュアル	1 式
・緊急連絡先	1 式
・研修	研修資料 1 式
・管理端末	建物被害認定調査モバイルシステム管理端末 1 台
・画像格納用サーバ	画像格納用サーバ 1 台
・タブレット端末	タブレット端末 5 台
・その他協議により 必要とされた書類	1 式